

災害時における
救援物資提供に関する協定書

上 田 市

北陸コカ・コーラボトリング株式会社

災害時における救援物資提供に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と北陸コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）とは、上田市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における救援物資提供について次のとおり協定を締結する。

なお、甲乙間で締結した平成20年11月5日付「災害時における飲料水の供給に関する協定書」は、本協定書の締結と同時にその効力を失効するものとする。

（目的）

第1条 本協定は、災害時における救援物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲の管理する施設が所在する地域に震度5弱以上の地震が発生又は上田市が避難指示を発令するような風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、甲の職員並びに施設利用者及び近隣生活者が施設内に避難する必要が生じた場合において、甲が設置する災害対策本部にて救済のために飲料水を提供する必要があると認められるときは、甲から乙に飲料水の供給を要請する。

2 乙は、前項の要請があった場合、乙が別に定める災害対応型自動販売機内の商品（以下「本商品」という。）を甲乙双方で協議し必要と認める期間において無償提供する。

3 甲が第1項の要請以外に本商品を使用した場合は、乙は甲に対し、使用した本商品の実費を請求する。この場合において、乙は甲に対し事前に通告し、協議する。

（フリーバンドキーの取扱い）

第3条 乙は、前条第2項に基づき本商品を提供するための災害対応型自動販売機のフリーバンドキー（以下「本物件」という。）を甲の管理する施設に設置している災害対応型自動自販機1台あたり2本を貸与し、甲は、本物件の預り証（様式第1号）を発行するとともに、本物件を善良なる管理者の注意をもって管理する。この場合において、甲が本物件を紛失したときは、実費を乙に支払うものとする。

2 前項に定める預り証に記載する災害対応型自動販売機設置内容に変更が生じた場合、甲は預り証を再度発行するものとする。

（協力要請及び実施）

第4条 甲は、本協定に基づき本商品の提供が必要な場合、乙に対し救援物資（飲料水）提供要請書（様式第2号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲から前項に定める内容にて要請があった場合、要請内容を確認のうえ、甲に対し本商品の無償提供の諾否の通知を行うものとする。ただし、甲が本物件の貸与を受けながらも乙に連絡が取れない場合においては、甲の判断により本商品を無償提供することができる。この場合において、甲は、事後速やかに乙に報告し、救援物資（飲料水）提供要請書（様式第2号）を提出するものとする。

3 災害対応型自動販売機の機内在庫状況、ライフラインの停止等協力要請時点又は要請後の状況次第では、本商品の無償提供ができないことを、甲は事前に承諾するものとする。

4 災害時における通信障害や災害対応型自動販売機の予期せぬ故障等、乙の責に帰することのできない事由によって無償提供ができなかった場合、乙は一切責任を負わないものとする。

（協定の解除）

第5条 甲及び乙は、現在及び将来にわたって相互に、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体、暴力団関係者その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないことを表明・確約し、相手方が反社会的勢力に属する又は反社会的勢力と関係を有すると認められるときは、通知・催告することなく直ちに本協定を解除することができることとする。

2 甲又は乙は、前項に基づき本協定を解除した場合、解除者は相手方に対し損害賠償義務を請求しないものとする。

（秘密情報の取扱い）

第6条 甲及び乙は、相手方から開示を受け、かつ開示の際に秘密である旨を明示した技術上及び営業上の情報並びに本協定の存在、内容及び個人情報を含むその他一切の情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏えいしてはならず、本協定の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、情報を受領した者（以下「被開示者」という。）は、自己又は関係会社の役職員もしくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、前項と同様の義務を負わせることを条件に、被開示者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対し開示することができる。

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、令和7年8月1日から令和8年7月31日までの1年間とする。なお、この期間満了の2か月前までに、甲乙いずれからも協定の解除及び変更について申出のないときは、本協定は期間満了の翌日から起算して、同一内容にて更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

2 本協定が終了かつ乙の甲に対する本物件の貸与がある場合、甲は乙に対し終了日から1か月以内に本物件を返却する。

(連絡先)

第8条 この協定及びこの協定に定める業務に関わる連絡調整は、甲乙があらかじめ「連絡調整者名簿」(様式第3号)により指定した者が行う。なお、甲乙は当該名簿により指定した者に変更があった場合は、当該変更後の名簿を各当事者に対して送付するものとする。

(協定外事項の協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議して定める。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙の記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年8月1日

甲 長野県上田市大手一丁目11番16号

上田市

上田市長 土 屋 陽 一 印

乙 富山県高岡市内島3550

北陸コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 井 辻 秀 剛 印